

## 弥富市完全週休2日制・週休2日制工事実施要領

### (目的)

第1条 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、弥富市では、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業の週休2日への更なる普及に向けて取り組むこととする。

### (対象工事)

第2条 弥富市の発注工事で、令和4年4月1日以降に新規に契約する次に掲げる工事を対象とする。ただし、公共建築工事費積算基準を適用する工事は除く。

#### (1) 発注者指定型

発注者が対象工事を指定することにより、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図り、週休2日の取組を促進するもので、現場条件等によって工期延期が生じかねない不確定要素が少なく、週休2日の確保が可能な工事を対象とする。

#### (2) 受注者希望型

受注者自らが取り組むことにより、労働環境改善に向けた意識の向上を図るもので、発注者指定型以外の全ての工事を対象とする。ただし、災害復旧工事等発注者が週休2日制工事に適さないと判断した工事は除く。

### (週休2日制の形式)

第3条 週休2日制の形式は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 完全週休2日制工事

完全週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日に休工（現場事務所での事務作業も含め、作業を実施しない現場内の完全閉所をいう。なお安全管理のための現場巡視や、現場見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等は現場内の完全閉所として取り扱うものとする。以下同じ。）を実施する。

##### ア 対象期間

契約締結日の翌日から工事完了日（完了届提出日）までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。

(ア) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）

(イ) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日（完了届提出日）までの期間）

(ウ) 夏季休暇（3日間）

- (エ) 年末年始休暇（6日間）
- (オ) 工場製作のみの期間
- (カ) 工事事務等による不稼働期間
- (キ) 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間

#### イ 休工対象日

原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）とする。なお、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。ただし、振替休工は、振替休工日の1週間前までに監督員と協議するものとする。また、天候（降雨・積雪等）により、土曜日又は日曜日に作業を行い、振替休工を取得した場合は休工と認めない。

#### (2) 週休2日制工事

週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日数の休工を実施する。

##### ア 対象期間

第3条(1)アに同じ。

##### イ 休工対象日

休工の曜日及び理由にかかわらず休工した日とし、対象期間の全日数の28.5%（2/7）以上の日数とする。なお、天候（降雨・積雪等）により休工した日も、休工と認める。

#### （取組内容）

第4条 発注者指定型及び受注者希望型の実施工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 発注者指定型の取組内容

ア 受注者は、工事契約後、完全週休2日制工事又は週休2日制工事（以下「週休2日制工事等」という。）のいずれかの形式を選択するものとする。

イ 受注者は、施工計画書を提出するまでに形式を決定し、休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。

ウ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。

エ 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

#### (2) 受注者希望型の取組内容

- ア 受注者は、工事契約後、完全週休2日制工事、週休2日制工事又は週休2日制に取り組まないことのいずれかを選択するものとする。
- イ 受注者は、週休2日制工事等に取り組む場合には、施工計画書を提出するまでに形式を決定し、休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。
- ウ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。
- エ 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

## 2 週休2日制工事等の実施に伴う工期の変更は認めない。

(工事成績評定)

第5条 工事成績評定については、次のとおりとする。

### (1) 完全週休2日制工事

- ア 完全週休2日制工事の実施工事については、対象期間（第3条(1)ア）の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合（以下「完全週休2日取得率」という。）が90%以上の場合、工事成績評定において評価する。
- イ 完全週休2日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする。
  - (ア) 日曜日から土曜日までを1週間として算出する。
  - (イ) 非対象期間により、土曜日又は日曜日のいずれかが欠ける週は、0.5週間として算出する。
  - (ウ) 土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は、1日当たり休工の週0.5週間分として加算する。
  - (エ) 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。
  - (オ) 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。
- ウ 工事成績評定は、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献等7.その他」において評価する。なお、完全週休2日取得率が90%に満たない場合であっても工事成績の減点は行わない。

### (2) 週休2日制工事

- ア 週休2日制工事の実施工事については、対象期間（第3条(2)ア）の全日

数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合（以下「週休2日取得率」という。）が、28.5%（2/7）以上の場合、工事成績評定において評価する。

イ 週休2日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

(イ) 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

ウ 工事成績評定は、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献等 7.その他」において評価する。なお、週休2日取得率が28.5%（2/7）に満たない場合であっても工事成績の減点は行わない。

（取組証の発行）

第6条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合は、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証（第1号様式）を発行するものとする。

（週休2日の取得に要する費用の計上）

第7条 週休2日制工事等の取り組みを推進するため、休工状況に応じて次により経費の補正を行うものとする。

(1) 休工状況の適用区分

対象期間（第3条(1)イ及び同条(2)イ）の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合（以下「休工割合」という。）に応じて、休工状況の適用区分は、次に掲げるとおりとする。

ア 4週8休以上

休工割合が28.5%以上の場合

イ 4週7休以上4週8休未満

休工割合が25%以上28.5%未満の場合

ウ 4週6休以上4週7休未満

休工割合が21.4%以上25%未満の場合

(2) 休工割合の算出方法

休工割合の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

ア 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

イ 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間

から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

ウ 天候（降雨・積雪等）により休工した日は、休工と認める。

### (3) 補正率

それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

ア 4週8休以上

- ・ 労務費 1.05
- ・ 機械経費（賃料） 1.04
- ・ 共通仮設費率 1.04
- ・ 現場管理費率 1.06

イ 4週7休以上4週8休未満

- ・ 労務費 1.03
- ・ 機械経費（賃料） 1.03
- ・ 共通仮設費率 1.03
- ・ 現場管理費率 1.04

ウ 4週6休以上4週7休未満

- ・ 労務費 1.01
- ・ 機械経費（賃料） 1.01
- ・ 共通仮設費率 1.02
- ・ 現場管理費率 1.03

### (4) 補正方法等

ア 発注者指定型

当初設計から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

イ 受注者希望型

休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

（工事名）

第8条 発注者指定型で発注する工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。

（特記仕様書）

第9条 発注者指定型で発注する工事は、特記仕様書に以下のとおり記載する。

「第〇条 本工事は、弥富市完全週休2日制・週休2日制工事実施要領の対象工事とする。」

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

週休2日制工事取組証

様

弥富市長

印

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
最 終 契 約 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日
	完了 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
本 工 事 の 業 種	
完 全 週 休 2 日 取 得 率	%